

設備投資減税 中小にも

サービス業の器具・備品

装などだ。例えば鮮魚店が鮮度の高い商品を提供するために冷凍機を買い替えたり、雑貨店が商品の見栄えを良くするため照明機器を取り付けたりすることなどが、減税の対象になる。

政府・自民党は13年度税制改正で、設備投資を前年度よりも増やした企業に対する減税制度を設ける方針も固めている。

中小のサービス業向けの減税は購入価格などで一定の基準を満たせば対象とし、前年度と比べて投資額が増えたかどうかという基準は設けない。

現行の投資減税には省エネルギーに貢献する太陽光発電設備などへの投資について減税する「グリーン投資減税」がある。主に製造業の利用が想定

政府・自民党は10日、中小のサービス業向けに設備投資の新たな減税制度を設ける方針を固めた。小売店のショーケースなど小口の投資から幅広く減税する。2014年4月の消費増税を前に、国内で事業展開する中小企業の経営を下支え

し、経済の再生につなげる。11日に閣議決定する緊急経済対策に方針を盛り込み、13年度税制改正で実現する。

新しい減税制度の対象となるのは卸売りや小売り、サービス業を手掛ける資本金1億円以下の中小企業。設備投資に対し

て前倒しの償却か、取得価格の7%の税額控除を認める制度を軸に検討している。建物に付属する冷暖房設備などは1台60万円以上、器具や備品は1台30万円以上から適用する方向だ。

具体例として想定されるのは、小売店の店舗改